

2019年11月5日

「日本郵政と経営委首脳によるNHK攻撃の構図を考える」

弁護士・澤藤統一郎 発言レジメ

(1) 権力が干渉・介入の衝動をもち、しかもその介入が取り返しのつかない重大な結果をもたらす特定の分野において、自由権の行使を十全のものとするために、法は、権力の干渉・介入を抑制するための制度を特に用意している分野がある。

教育 教育の自由(超国家主義からの自由、中央集権からの自由)

教育行政による教育への「不当な支配」の禁止(教育基本法10条)

中央集権からの防波堤としての教育委員会制度

学問 「学問の自由の保障」(憲法23条)⇔大学の自治

信仰 信仰の自由(憲法20条)⇔政教分離原則

文化・芸術・政治的発言 表現の自由(憲法21条)⇔検閲の禁止

司法 司法(裁判官)の独立・弁護士自治の確立

検察庁法14条 法務大臣は、…個々の事件の取調又は処分については、
検事総長のみを指揮することができる。(「指揮権発動の抑制」)

ここから抽出される原則は、

「現場の自由を守る」「専門家の判断を重視する」

「現場の上長は、圧力の防波堤とならねばならない」

「事態を明らかにして、世論の批判を仰ぎ、政治責任を取る」など

(2) 以上を参考に、報道の自由・公共放送への権力介入禁止を考えたい。

☆報道こそ、権力が最も干渉・介入の衝動をもち、介入が取り返しのつかない重大な結果をもたらす分野である。しかも、NHKの報道姿勢如何の影響は、この上なく大きい。

☆権力からの報道の自由が保障されていなければ、国民は真実を知ることができない。しかし、公共放送NHKは、その予算と人事を通じて、常に権力からの圧力・干渉に晒されている。再び、NHKを大本営発表の伝声管としてはならない。

☆今回の番組制作の現場スタッフへの圧力の構造は、次のように考えられる。

官邸⇒総務省⇒日本郵政⇒経営委員会⇒NHK会長⇒現場スタッフ

- (3) NHK上層部は、外部圧力からの防波堤とならねばならない。
上田会長の毅然たらざる姿勢は、公共放送トップにふさわしくない。
- (4) 経営委員会は個別番組に介入してはならない。
敢えて、これをした石原進・経営委員長への責任は重大である。
- (5) 日本郵政は不正を指摘された報道対象者である。個別番組への介入はもつてのほかである。総務省の威を借りた鈴木康雄・日本郵便上級副社長の番組介入は、明らかに違法といわねばならない。
- (6) 高市早苗総務大臣は、日本郵政・経営委員会に、行政指導をして報道に対する干渉を止めさせなければならない。
- (7) 官邸も、この事態を傍観してはならない。
- (8) 野党と世論による、圧力総体に対する追及と指弾を。

関係条文(抜粋)

放送法第3条(放送番組編集の自由)

「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。」

放送法第29条(経営委員会の権限等)

「経営委員会は、次に掲げる職務を行う。」

限定定列挙されているが、放送番組編集に関与する権限はない。

放送法第32条(経営委員の権限)

「第1項 委員は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、個別の放送番組の編集その他の協会の業務を執行することができない。」

「第2項 委員は、個別の放送番組の編集について、第3条(放送番組編集の自由)の規定に抵触する行為をしてはならない。」

「NHK経営委員会規程」(内規)第3条(権限)

「第5項 委員は、放送法または放送法に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、個別の放送番組の編集その他の協会の業務を執行することができない。」

「第6項 委員は、個別の放送番組の編集について、放送法第3条の規定に抵触する行為をしてはならない。」